

和歌山県食品表示推進者育成講習会のお知らせ

県では、県内の食品関係事業者の方々に食品表示に関する正しい知識を身につけて頂き、食品関係事業所において適正な食品表示を推進する核となる人材（食品表示推進者）を育成するため講習会を開催します。

講習会の全講習を受講された方に県から修了証書を交付するとともに、県ホームページにおいて受講者名、事業所名を掲載します。

1. 開催会場、日程、募集定員

会場名	場 所	開 催 日 時	募集定員
岩出会場	那賀振興局 大会議室 (岩出市高塚209)	令和3年10月28日(木) (予備日 10月29日(金))	30名
田辺会場	西牟婁振興局 大会議室 (田辺市朝日ヶ丘23-1)	令和3年11月5日(金) (予備日 11月15日(月))	30名
和歌山会場	和歌山県民文化会館 特設会議室 (和歌山市小松原通1丁目1)	令和3年11月11日(木)	60名
湯浅会場	有田振興局 大会議室 (湯浅町湯浅2355-1)	令和3年11月18日(木)	40名
新宮会場	東牟婁振興局 大会議室 (新宮市緑ヶ丘2-4-8)	令和3年11月25日(木)	30名

2. 講習内容（全会場同じ）

- (1) 食品表示に係る法令について
- (2) 食品表示基準の改正について
- (3) 食品表示法に基づく表示の基本
- (4) 健康増進法について
- (5) 景品表示法について
- (6) 薬機法について

3. 対象者

和歌山県内で食品関係事業を営む方（製造、加工、小分け、輸入、販売又は卸等流通業者等）、その役員又は従事者。

なお、本年はコロナウイルス感染予防対策のため例年より受講定員を減らし、席の間隔を空けて実施します。

同一事業者から2名以上の参加は御遠慮いただきますようお願いいたします。

また、募集定員に達した場合は初めて参加される事業者の受講を優先させていただきます場合がありますので御了承ください。

4. 申込み方法

裏面の申込書により、県庁食品・生活衛生課あてに、FAX、郵送、又はメールでお申し込みください。電話での申込みはできません。

お申込み期限：各会場開催日の7日前まで

ただし、定員になり次第締め切らせていただきます。

※受付を完了次第、申込確認書（申込書下部）をお送りします。

5. 費用 無 料

6. お問い合わせ先

県庁 食品・生活衛生課 食品情報班

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

電話 073-441-2622 FAX 073-432-1952

